

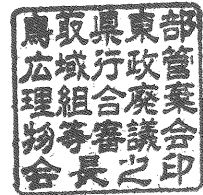
令和2年9月18日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取県東部広域行政管理組合

廃棄物等審議会

会長 星川 淑子



一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定等について（答申）

令和2年6月26日付け発福第208号で諮問されました一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定等について、本審議会において慎重に審議した結果、結論を得たので別紙のとおり答申します。

答 申 書

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会

1 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条に規定する一般廃棄物（不燃物）の処理手数料は、次のとおりとすることが適当です。

(1) 処理手数料

処理手数料は **390円/10kg** とします。（現行処理手数料は370円/10kg）

(2) 改定時期

令和3年4月1日

(3) 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 理由

現行の不燃物処理手数料（直接持込ごみ）は、維持管理費と建設費の減価償却費相当額の総額を負担していただくことを基本に設定されています。

適用期間における収支及び不燃物搬入量の見込等を基に試算した結果等を踏まえ、処理手数料は増額とすることが適当です。

<参考>平成元年度の不燃物搬入量のうち直接持込ごみの占める割合

不燃物搬入量（土石除く）7,612tのうち直接持込ごみ量 233t(3.1%)

2 公の施設（因幡霊場）の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）第7条に規定する利用料金は、次のとおりとすることが適当です。

(1) 利用料金

利用料金は次のとおりとします。

区分		現行料金		改定後の料金	
		加入市町	加入市町以外	加入市町	加入市町以外
人 体	大人	25,000円	57,000円	25,000円	55,000円
	小人	16,000円	37,000円	16,000円	35,000円
	死胎	16,000円	37,000円	16,000円	35,000円
	改葬遺骸	16,000円	37,000円	16,000円	35,000円
	人体の一部等	19,440円	45,360円	19,800円	45,100円
畜類		19,440円	45,360円	19,800円	45,100円

(2) 改定時期

令和3年4月1日

(3) 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 理由

因幡霊場の利用料金は、加入市町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）の住民については、維持管理費の8割を負担、加入市町以外の住民については、維持管理費の全額に加え、建設費の減価償却費相当額に係る経費の総額を負担していただくことを基本に設定されています。

適用期間における収支及び利用件数の見込等を基に試算した結果等を踏まえ、加入市町の住民に係る利用料金は据え置き、加入市町以外の住民に係る利用料金は減額とすることが適当です。

なお、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、消費税等の増税を踏まえ応分の引き上げをすることが適当です。

<参考> 令和元年度の加入市町及び加入市町以外の利用件数

- ・ 加入市町の住民の利用件数 4,229件（98.9%）
- ・ 加入市町以外の住民の利用件数 48件（1.1%）

3 公の施設（白兔グラウンド・ゴルフ場）の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第7条に規定する利用料金は、次のとおりとすることが適当です。

(1) 利用料金

利用料金は「据え置き」とします。

〔現行の利用料金〕

区分		単位	利用金額
個人	子ども	1人1回につき	300円
	大人	1人1回につき	500円
団体	子ども	1人1回につき	240円
	大人	1人1回につき	400円
多目的広場貸切		1時間につき	1,000円
用具一式		1回につき	100円

(2) 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 理由

利用料金を審議するに当たり、適用期間における収支及び利用者数の見込等を基に試算した結果、試算料金は現行料金より高額となりましたが、最終処分場跡地の有効利用を図るために設置された健康増進施設であり営利を目的とする施設ではないこと、また、近隣施設との均衡を図るうえからも、利用料金は据え置きとすることが適当です。

4 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条に新たに設定する一般廃棄物（可燃物）の処理手数料は、次のとおりとすることが適当です。

ア 可燃物処理手数料（処理施設へ自ら搬入する場合）

(1) 処理手数料

処理手数料は

120円/10kg

 とします。

(2) 適用期間

可燃ごみの受入開始日から令和6年3月31日まで

(3) 理由

可燃物処理手数料（処理施設へ自ら搬入する場合）は、維持管理費と建設費を負担していただくことを基本として試算しましたが、今回試算に用いた項目や金額は、施設の管理運営が始まっていない現段階の見込であり、不確定要素が多いものとなるため、「暫定的に現行の鳥取市処理手数料と同額」とすることが適当です。

なお、適用期間については、現在、施設の建設工事途中であり、正確なごみ受入開始日が定まっていないことから、「可燃ごみの受入開始日から令和6年3月31日まで」とするものです。

イ 動物の死体の処理手数料

動物の死体は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条で規定する廃棄物であり、可燃物処理手数料の対象となるごみと同じ一般廃棄物になるため、可燃物処理手数料と同様の処理手数料を適用し、別途、動物の死体の処理手数料の**設定は行わない**ことが適当です。

<参考>鳥取市の処理手数料

1,000円/頭

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会委員名簿

○=会長

区 分	所属・役職名	氏 名
組合廃棄物等審議会 条例第3条第2項 第1号委員 (学識経験のある者)	鳥取大学 工学部 特任教授	○星川 淑子
	公立鳥取環境大学 環境学部環境学科 准教授	金 相烈
同 第2号委員 (民間団体に属する者)	鳥取商工会議所 事務局長	林 浩志
	鳥取市消費者団体連絡協議会 副会長	広沢 京子
	鳥取市自治連合会 副会長	田中 雅勝
	鳥取市連合婦人会 常任委員	山根 滋子
	岩美町自治会長会 会長	山本 達雄
	八頭町女性団体連絡協議会 会員	安藤 博子
同 第3号委員 (公募による者)		手島 秀光
		木下 陽子
		山縣 恒明

＜令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会審議経過＞

日時・場所	内容
令和2年6月26日(金) 13:30～16:00 ・東部広域事務局 分庁舎2階	第1回鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会 (1) 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について ① 対象施設の概要について ② 処理手数料等について (2) 一般廃棄物の処理手数料(可燃物処理手数料)の設定について ① 対象施設の概要について ② 処理手数料について
令和2年7月28日(金) 13:30～16:00 ・各施設	施設見学 (鳥取県東部環境クリーンセンター、白兔グラウンドゴルフ場、新可燃物処理施設[建設中])
令和2年9月4日(金) 9:00～11:00 ・東部広域事務局 分庁舎2階	第2回鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会 (1) 一般廃棄物の処理手数料(不燃物処理手数料)及び公の施設の利用料金の改定について (2) 一般廃棄物の処理手数料(可燃物処理手数料)の設定について